第 3622 号

READAS
リーダァスクラブ

1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2008年)平成20年10月17日 金曜日

発行所 株式会社 FPシミュレーション
大阪市中央区備後町2－4－6 Tel :06-6209-7678
編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

♤ 事業用資産の買い換え

Q：事業用資産を買い換える場合には、税金が安くなる特例があるそうですが、どのような内容になっているのですか？

A：個人が、特定の事業用資産を譲渡して、一定期間内に特定資産を取得して、１年以内に事業の用に供した場合は、譲渡収入金額と買換資産の取得価額のうち、いずれか少ない金額の80%相当分について課税の繰延べが認められることになっています。

【解説】

この特例は、事業用資産の買換えといい、次のような要件を満たさなければなりません。

① 適用期間
平成23年12月31日までの譲渡(③ロは平成20年12月31日まで)

② 対象資産
譲渡、買換資産とも事業(事業に準ずるものを含む)に供する資産

③ 代表的な買換え
イ．10年超所有の既成市街地等内の土地建物から既成市街地等外の土地建物への買換え
ロ．10年超所有の国内の土地建物から国内の土地建物、機械装置への買換え

④ 面積制限
買換資産として取得した土地等が、譲渡した土地等の面積の５倍を超えるときは、その超える部分の面積に対応する部分は対象にならない

⑤ その他
収用、交換、換地処分、贈与等による譲渡には適用がない